

第 1 6 回教育委員会（定）

開会日時 令和 7 年 9 月 1 0 日（水）

午前 1 0 時 0 0 分

閉会日時

午前 1 0 時 2 3 分

開会場所 教育支援センター

出席者

教 育 長	長 沼 豊
委 員	小 林 美 香
委 員	野 田 義 博
委 員	善 本 久 子
委 員	山 口 謠 司

出席事務局職員

事 務 局 次 長	林 栄 喜	地域教育力担当部長	金 子 和 也
教育総務課長	久保田 智恵子	多様な学び推進担当課長	濱 野 有 樹
学 務 課 長	小 林 晴 臣	指 導 室 長	富 田 和 己
新しい学校づくり課長	柏 田 真	学校配置調整担当課長	野 崎 友 輔
施設整備担当副参事	彼 島 勲	生涯学習課長	池 田 雄 史
史跡公園担当課長	品 田 真 希	地域教育力推進課長	高 木 翔 平
教育支援センター所長	石 野 良 恵	中央図書館長	山 田 綾 子

署名委員

教育長

委 員

午前 10時 00分 開会

教 育 長 皆さん、おはようございます。本日は4名の委員の出席を得ましたので、委員会は成立しております。

それでは、ただいまから令和7年第16回教育委員会を開会いたします。

本日の会議に出席する職員は、林次長、金子地域教育力担当部長、久保田教育総務課長、濱野多様な学び推進担当課長、小林学務課長、富田指導室長、柏田新しい学校づくり課長、野崎学校配置調整担当課長、彼島施設整備担当副参事、池田生涯学習課長、品田史跡公園担当課長、高木地域教育力推進課長、石野教育支援センター所長、山田中央図書館長、以上、14名でございます。

本日の議事録署名委員は、会議規則第29条により、小林委員にお願いいたします。

本日の委員会は、傍聴者はいらっしゃいません。

傍聴者いらっしゃいませんが、非公開とする案件の確認をいたします。

臨時代理(1)「意見の聴取について」、報告(1)「令和7年度 第2回補正予算概要(教育委員会事務局)について」は、第3回区議会定例会にて審議を予定している案件のため、本日の教育委員会において公開で審議を行うことにより、具体的かつ自由な討論、質疑ができないおそれがありますので、一時非公開による審議とし、議事進行の都合上、委員会の最後に処理することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように処理します。

○議事

日程第一 議案第34号 東京都板橋区立教育施設の使用料減免規則の一部を改正する規則

(地域教育力推進課)

教 育 長 それでは、議事に入ります。

初めに、日程第一 議案第34号「東京都板橋区立教育施設の使用料減免規則の一部を改正する規則」について、地域教育力担当部長と地域教育力推進課長からご説明願います。

地域教育力担当部長 それでは、議案第34号について、ご説明いたします。

議案第34号、東京都板橋区立教育施設の使用料減免規則の一部を改正する規則についてでございます。

議案の提出日は令和7年9月10日、提出者は教育長、長沼豊でございます。

提案理由につきましては、区立小中学校の学校施設開放事業におきまして、施設使用料が減額または免除となる場合には、施設との一体的な利用状況を踏まえ、付帯設備の使用料を施設本体の使用料の減免割合に併せるほか、所要の文言整理

を行うものでございます。

詳細につきましては、地域教育力推進課長よりご説明いたします。

地域教育力推進課長

東京都板橋区立教育施設の使用料減免規則の一部改正ということでございまして、この改正は学校施設の開放に当たりまして、体育館等の付帯設備の使用料を減額免除する範囲につきまして、施設そのものの使用料を減額免除する範囲に併せて拡大するというものでございます。

例えば、体育館を使用する団体が冷房を使う場合につきましては、体育館そのものの使用料と併せて、付帯設備の使用料として冷房使用料を支払っていただいております。学校施設開放事業につきましては、こうした付帯設備として、体育館の冷暖房と夜間校庭を使用する場合の照明設備がございまして、

例えば、学校施設開放事業では、少年・少女団体が体育館を使用する場合に、この規則におきまして、体育館の使用料自体は免除となっているが、冷房使用料は免除となっておりません。区立学校に冷暖房設備が導入された当初は、冷暖房設備の設置費用が高額であったり、少年・少女団体であっても団体によって使う、使わないといった選択があり得るだろうということで、使用料とは別の考え方をしていたというふうに考えられますが、現実的には冷暖房を使用する夏場や冬場については、団体によらず体育館等の一体的な使用が想定されるものでありまして、万が一にも使用料がかかるからという理由で冷暖房の使用を控えるようなことがあれば、昨今の気象状況からも健康上のリスクもあり得ます。

夜間照明設備につきましても、夜間の使用ですから、使用団体によって使う、使わないといった判断がされる類のものというよりは、校庭と照明の一体的な使用が想定されることです。

区立学校の体育館の冷暖房については、令和元年度から設置が始まりまして、コロナ禍を経て、学校施設の利用が活発化されてきた現在の状況を踏まえて、できる限り早く学校施設開放につきましても、使用料に関する減額免除を行っている場合については、冷暖房等の付帯設備についても減額免除を行う必要があるというふうに考えられます。

具体的な改正内容でございしますが、議案下の方に行きますと、新旧対照表が出てまいります。2／4ページからが新旧対照表になります。

別表をご覧ください。

別表は2つございます。別表第1と別表第2がございまして、この規則におきましては、教育施設ごとにどのような場合に使用料を減額免除するかということをも別表第1、別表第2において示しております。

別表第1というのは、規則第3条の教育施設に共通して減額免除の対象となるような場合の教育施設ごとの取扱いを定めておりまして、別表第2というのは、それ以外の教育施設ごとに特別な場合の取扱いを定めているものでございます。

まず別表第1でございしますが、学校施設につきましては、現状表の右側でございしますが、付帯設備を除く場合と付帯設備に限る場合と分かれて規定しております。第3条第7号の場合、これは区が育成支援またはその活動を助成している

心身障がい者団体が、公益の利益を図るために利用する場合ということになるのですが、付帯設備に限っては減額しないとしていましたところ、付帯設備等を除く場合に合わせて、障がい者団体が付帯設備を使用する場合も減額することにするというような改正をするということでございます。

続いて、別表第2でございますが、3／4ページに移りまして、こちらも学校施設については現状表の右側でございますが、付帯設備を除く場合と、4／4ページに移りまして、付帯設備に限る場合と分かれて規定しておりまして、3／4ページに戻りますと、少年・少女団体がスポーツ・文化活動等で利用する場合等について、付帯設備を除く場合、つまり付帯設備以外は免除するというふうにしていたところ、4／4ページの方を見ていただきますと、付帯設備に限ってはそのような規定はなく、免除しないというふうにしていたところでございます。ここを、付帯設備を除く場合に合わせて免除することにするということでございます。

この改正に合わせまして、少年・少女団体の規定を、東京都板橋区立学校施設開放条例施行規則の規定に合うよう、文言を一部整理しております。

最後に付則につきましては、本改正の施行日を令和7年10月1日と規定するものでございます。

雑駁ですが、説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

教 育 長 それでは質疑、意見等ございましたらご発言ください。

(なし)

教 育 長 それではお諮りします。日程第一 議案第34号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように決定します。

○議事

日程第二 議案第35号 東京都板橋区立図書館設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

(中央図書館)

教 育 長 続きまして、日程第二 議案第35号「東京都板橋区立図書館設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則」について、地域教育力担当部長と中央図書館長から説明願います。

地域教育力担当部長 続きまして、議案第35号について、ご説明いたします。

議案第35号、東京都板橋区立図書館設置条例の一部を改正する条例の施行期

日を定める規則についてでございます。

議案の提出日は令和7年9月10日、提出者は教育長、長沼豊でございます。

提案理由につきましては、今、氷川図書館にしまして、仮移転先であります旧板橋第九小学校での業務開始日が確定したことから、本規則により、東京都板橋区立図書館設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定めるものでございます。

詳細につきましては、中央図書館長よりご説明いたします。

中央図書館長　今回、氷川図書館のバリアフリー化工事及び内装の一部改修工事を伴う仮移転となります。図書館の位置を変更する必要がありますことから、条例を一部改正し、本日ご審議いただくものは条例の施行日となります。

4／4でございます。

工事期間中、氷川町28番9号から、旧板橋第九小学校が位置します栄町6番1号へ氷川図書館の位置を変更するものでございます。

施行日は10月6日となりますが、旧板橋第九小学校での開設期間が10月6日から令和8年度の2月8日まで、一部窓口を開設いたします。その後、引っ越しを行いまして、3月3日から現氷川図書館を再開する予定で進んでおります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

教　育　長　それでは、質疑意見等ございましたらご発言ください。

この移転によって、図書館の機能として継続するものと、これは難しいというものがございましたら教えてください。

中央図書館長　移転先で実施いたしますサービス内容といたしましては、新規の登録の方の受付、それから図書の予約の受付、予約資料の貸出しと返却は継続して行っております。ただ、閲覧スペースを取ることができませんので、新聞や雑誌やほかの資料についても閲覧することはできないということになります。

教　育　長　ほかにいかがでしょうか。

(なし)

教　育　長　それではお諮りします。日程第二　議案第35号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教　育　長　それでは、そのように決定します。

○報告事項

2. 「第31回いたばし国際絵本翻訳大賞」出版絵本の配付について

(図-1・中央図書館)

教 育 長 それでは、報告事項を聴取します。報告2「「第31回いたばし国際絵本翻訳大賞」出版絵本の配付について」、中央図書館長から報告願います。

中央図書館長 「図-1」となります。

こちらは、第31回いたばし国際絵本翻訳大賞にて、英語部門、イタリア語部門で最優秀賞を受賞された作品を、各小中学校に配付させていただくものでございます。

今回の英語部門の作品は「ララのまほうのことば」、イタリア語部門の作品は「ぼくの ほしいじかん」となっております。

説明は以上となります。

教 育 長 質疑意見等ございましたらご発言ください。
よろしいですか。

(なし)

○報告事項

3. 「第32回いたばし国際絵本翻訳大賞 中学生部門」の募集について

(図-2・中央図書館)

教 育 長 それでは、報告3「「第32回いたばし国際絵本翻訳大賞 中学生部門」の募集について」、中央図書館長から報告願います。

中央図書館長 「図-2」のものになります。

こちらは、第32回いたばし国際絵本翻訳大賞 中学生部門のお知らせとなります。

区内の中学生を対象に、国際理解を深め、文化芸術を創造する人材の育成を目的といたしまして、海外絵本の翻訳作品を募集しているものでございます。

課題絵本の一部を翻訳範囲としております。

応募資格は4に記載のあるとおりとなっております。

5、審査員の方なのですが、翻訳家の先生方を中心に依頼をしております。

参加方法、作品応募の締切りなどは記載のとおりとなっております。

説明は以上です。

教 育 長 質疑意見等ございましたら、ご発言ください。

(なし)

教 育 長 それでは、次に教育委員会次第にはありませんが、追加報告事項はありません

か。

(なし)

教 育 長 それでは、先ほど申し上げましたとおり非公開の議題に移っていきます。傍聴の方がいらっしゃいませんので、続けてまいります。

○臨時代理

1. 意見の聴取について

(総－1・教育総務課)

○報告

1. 令和7年度第2号補正予算概要（教育委員会事務局）

(総－2・教育総務課)

教 育 長 それでは、まず臨時代理1「意見の聴取について」、併せて報告1「令和7年度第2号補正予算概要（教育委員会事務局）」、関連がありますので一括して教育総務課長からご報告をお願いします。

教育総務課長 まず、臨時代理、意見の聴取についてでございます。

「総－1」をご覧ください。

こちらの鑑文にございますように、第3回の定例会で提出する5つの案件につきまして、教育委員会の意見を求めることにつきまして、ご同意をお願いしたく、ご説明します。

5つの案件のうち1番なのですが、この次の報告事項のところと同内容でございますので、恐れ入りますがこちらの方を後にさせていただきまして、2、3、4、5の順で説明をさせていただきます。

まず、「総－1」 2番の職員の退職管理に関する条例、こちらの方が68ページから70ページとなっております。

よろしいでしょうか。職員の退職管理に関する条例の概要について説明いたします。

今般、区民の信頼の確保を目的といたしまして、2つの内容について制定をいたします。

1つは、職員であった者が退職後に、現職員に対しての再就職の働きかけをすることを、そのままではないのですが規制するという内容でございます。また、もう一点が、管理職であった職員については、再就職状況の届出を義務づけるような内容でございます。

いずれも、元職員であった者が現職員に対しての就職の斡旋ですとか、そういう行き過ぎた不適切な行為を規制するものでございます。

施行期日ですが近づいております、令和7年の12月1日からとなります。

続きまして、資料の71ページになります。こちらは、東京都板橋区乳児等通

園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例となっております。

こちらの条例制定の背景でございますが、児童福祉法が改正になりまして、保育所などに通っていない、通っていない0歳6か月から満3歳児未満の子どもが、一定の時間利用可能枠の中で、保育所または幼稚園を利用することができる制度となっております。

それに伴いまして、通園支援事業というものが新設されました。こちらに関しましては、区立保育園は当然ですが、教育委員会の所管である区立幼稚園についても対象となっておりますので、そちらの条例について提出をするものでございます。

続きまして、4番の板橋区立赤塚小学校の給食用物品の買入れについてでございます。こちらにつきましては81ページ、資料となっております。

赤塚小学校の改修改築工事に伴いまして、こちらの給食調理の設備についても新しくしていくということで、今回買入れについて議案を提出するものでございます。

買入れの品目及び数量については記載のとおりでございます。

以上となります。

5番ですが、こちらは83ページになります。

こちらは、板橋区立上板橋第一中学校改築工事請負契約の一部変更についてでございます。こちらの契約ですが、昨年令和6年10月11日に議会の議決を得たものでございますが、令和7年5月29日に、工事工法の変更及び地中障がい解体工事追加により契約金額の変更、増額を行ったものでございます。

原因といたしましては、今の想定しえなかった内容というところもありますが、物価高騰というところもあることを補足しておきます。

以上が今回の2番から5番の説明でございました。

続きまして、1番の令和7年度東京都板橋区一般会計補正予算（第2号）につきましては、恐れ入りますが今回の「総-2」をご覧いただきたいと思います。

よろしいでしょうか。1が歳出予算、2が債務負担行為となっております。

こちらですが、一旦説明をさせていただきます。

まず、教育費の中で幼稚園費、こちらにつきましては国・都の支出金の返還金ということで、毎年の精算によるものでございます。

それから、社会教育費につきまして2つございます。1点は郷土資料館の管理運営経費・維持管理でございます。施設の老朽化に伴いまして、エレベーターの更新ということで工事を行います。また、教育科学館につきましても老朽化ということでございまして、リモコンの更新、または冷温水配管の整備、また屋上ドームのシーリング修繕ということで積み上げをしております。

2の債務負担行為でございます。こちら、移動教室のバス運行委託というところになってございますが、今、慢性的なバスドライバーの不足という背景がございます。入札不調というのが全国的に発生しておりまして、バス台数を年度を待たずに確保するために、債務負担行為をかけるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

教 育 長 質疑、意見等がございましたらご発言ください。よろしいですか。

(なし)

教 育 長 では、報告は以上といたします。

それでは、以上をもちまして本日の教育委員会は閉会いたします。ありがとうございました。

午前 10時 23分 閉会